

食安輸発0107第1号
平成23年1月7日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「平成22年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について(一部改正)

平成22年度輸入食品等モニタリング計画については、平成22年3月30日付け食安輸発0330第2号(最終改正:平成22年12月28日付け食安輸発1228第1号)に基づき実施しているところです。

今般、新たに遺伝子組換え食品の検査法が通知されたことを踏まえ、下記のとおり改正することとしたので、御了知の上、対応方をお願いします。

なお、同通知の別表第6を別添のとおり改めます。

記

1 の2の(2)のイ.

(1)「(ア) 遺伝子組換えにより新たに発現されるBtタンパク質のうち、Cry1Ac、Cry1Ab、Cry1F、Cry9c、Cry3Bb(Cry3Bb1)

ラテラルフロー法試験紙タイプの市販のTest Kit (Strategic Diagnostics社(SDI)製のSeedパックテスト Bt1Ac (Cry1Ac用)、Trait コンパパックテスト Bt1 (Cry1Ab用)、Trait コンパパックテスト Bt1F (Cry1F用)、Trait コンパパックテスト CryBt9 (Cry9c用)及びTrait コンパパックテスト Cry3Bb (Cry3Bb(Cry3Bb1)用))を用いる方法で行う。実験操作は、基本的にTest Kitの説明書の方法によることとし、試料については、検体採取した米1kgを粉碎したものを、各Test Kitに必要な試料量(Cry1Ac用Test Kitについては9g、Cry1F用Test Kitについては25g、その他Test Kitについては200gを共通に用いる。)を無作為に採取したものをを用いることとする。なお、Cry1Ac用Test Kitについては、上澄み液にBt1Acテストストリプトを立てる時間を20分間とする。」を削除する。

(2)(イ)の「安全性未審査の中国産米加工品の検知法について」を「安全性未審査の中国産米及び米加工品の検知法について」に改める。

(3)(イ)及び(ウ)を(ア)及び(イ)に改める。

2 別表第6

「遺伝子組換えにより新たに発現されるBtタンパク質のうち、Cry1Ac、Cry1Ab、Cry1F、Cry9c、Cry3Bb(Cry3Bb1)」を「Btタンパク質(Cry1Acタンパク質)を発現する組換え遺伝子DNA」に改める。